

## 第二条

雇傭者又ハ其ノ代理人ハ労働者が労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇スルコトゾ得ズ。

雇傭者又其ノ代理人ハ労働者が労働組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スル

コトゾ雇傭条件ト為スコトゾ得ズ。

第一条 労働組合が雇傭者又ハ其ノ組合員タルノ賃金・時間其ノ他ノ労働条件ニ関シ労働協約ヲ締結シタル場合ニ於テハ協約ノ条項ニ反スル雇傭者及組合員タルノ雇傭契約ハ其ノ違反スル部分ニ限り無効トシ無効ナル部分ハ協約ノ条項ソシテニ代フ。

第二条 雇傭者ハ労働組合ニ因リ損害ヲ受ケタルノ故シ以テ労働組合又ハ組合員者ハ彼等ニ対シ其ノ賠償ヲ請求スルコトゾ得ズ。

第三条 労働組合ノ役員又ハ組合員ハ労働争議遂行ノ目的シ以テ監視、訪問、不賓同盟、具体的不誠又ハ文書、領布若ハ販布シタルノ故シ以テ处罚セラルコトナシ。

第四条 労働争議資金ノ調達ニ關シテハ官廳ニ對スル届出其ノ他ノ手續ヲ全ルヲ要セズ。

第五条 労働組合ノ組合員タル未成年者又ハ有夫ノ女子ハ組合員トシテノ行為ニ關シ法定代理人ノ同意又ハ夫ノ許可ヲ要セズ。

第六条 公務員職權ヲ濫用シテ労働争議ヲ妨害シ又ハ組合加入シ阻止シ若ハ組合ノ脱退ヲ強要シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス。

第七条 第五条ノ規定ニ違反シタルモノハ三年以下、懲役又ハ禁錮ニ處ス。

## 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ文ヲ施行ス。

# 小作法(全國大眾黨案)

## 第一章 小作権

### 第一節 小作権の範囲

第一条 本法ニ於テ小作権ト称スルハ永小作権又ハ耕作者ハ牧畜ヲ目的トスル土地、債借権及農業者ガ農業上使用收益スル生地、採薪地、採草地其他ノ土地立木並ニ建物其他ノ工作物、債借権ヲ謂フ。

第二条 他人ノ土地ニ於テ耕作又ハ収蓄シナス權利ニシテ永小作権ナリヤ否ヤニ付争アリタルトキハ永小作権ト推定ス。

### 第二節 小作権の對抗力

第三条 小作権ハ其ノ登記ナキモ小作地ニ付キ物権ヲ取得シクルモノニ對シテモ其ノ効力ヲ有ス。

### 第三節 小作権の存續期間

第四条 小作権ノ存續期間ハ十年以上五十年以下トス、但シ開墾開拓等ニ因リ鉛下年限ノ定アル場合ニ於テハ其ノ小作権存続ノ最長期間ハ其ノ年限ノ期間ニ五十年ヲ加ヘタルモノトス。

第五条 此主ガ自己又ハ其ノ家族ニ夫役疾患其他已ムシ得タル事由アルニ因リ十年以内ニ作ハ必要アルト明確ナル場合ニ限り小作審判所ノ裁定メ以テ十年以下ノ小作権ヲ設定